

明るい選挙推進機関紙



白ばら

号 外

平成30年5月10日発行

小千谷市選挙管理委員会

6月10日(日)

満18歳以上の方が投票できます



新潟県知事選挙

投票時間 / 午前7時～午後8時

(一部の投票所は午後4時、午後6時または午後7時まで)

投票所の入場券をご確認ください

投票所の入場券（圧着したはがき）を、5月24日(木)頃までに世帯主宛てに郵送します。はがき1枚につき、世帯の有権者4人分までの入場券が印刷されています。

早めに開封し、お名前などをご確認のうえ、各自切り取って投票所へお持ちください。

新潟県知事選挙投票所入場券

対照印

投票日時	平成30年6月10日	午前	時～午後	時まで
投票区第	投票区	投票所		
名簿番号	氏名		性別	
			整理番号	

期日前投票宣誓書 ※投票所で当日投票される方は記入不要です。

私は、投票日当日、下記の事由に該当する見込みであることを誓います。
小千谷市選挙管理委員会委員長 あて 平成 年 月 日

住所	小千谷市		
氏名	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日
事由	※該当する番号を○で囲んでください		3 病気・出産など歩行困難
	1 仕事・学業など		5 他市区町村に住所移転
	2 外出・旅行・滞在など		6 天災・悪天候で到達困難

期日前投票を行う場合：入場券の「期日前投票宣誓書」欄（上の図の赤枠部分）に、あらかじめ必要事項を記入してお持ちください。

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会 ☎83-0381へ
小千谷市ホームページ ☞ <http://www.city.ojiya.niigata.jp/>

平成30年6月10日執行 新潟県知事選挙

投票できる方

今回の選挙では、次の要件を全て満たしている方が投票できます。

- ① 日本国民で、平成12年6月11日以前に生まれた方
- ② 平成30年2月23日以前から引き続き小千谷市に住所があり、選挙人名簿に登録されている方（住所を移した方または移す予定の方については、次ページの表をご覧ください）
- ③ 法令で定める欠格事由に該当していない方



期日前投票はお早めに

仕事やお出かけなどで投票日当日に投票できないと見込まれる方は、次のとおり期日前投票ができます。期日前投票は、土・日曜日でも行うことができます。

場所	期間	時間
市役所1階談話室	5月25日(金)～ 6月9日(土)	午前8時30分～ 午後8時
片貝総合センター	6月4日(月)～ 9日(土)	午前8時30分～ 午後5時

期日前投票ができる方

- ① 投票日に、仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- ② 投票日に、旅行や病人の看護などにより、投票区の区域外に滞在する予定がある方
- ③ 病気や出産などで歩行が困難な方

持ち物/入場券

※入場券の「期日前投票宣誓書」欄に、あらかじめ必要事項を記入してお持ちください。
※印鑑は必要ありません。

不在者投票をご利用ください

○市外での不在者投票

学業や仕事などで投票日当日や期日前投票期間に市内にいない方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。郵送などにより手続きを行うため時間がかかりますので、お早めに小千谷市選挙管理委員会にご確認ください。

○病院などでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。市内の指定施設は次のとおりです。

- ▽小千谷総合病院▽小千谷市 養護老人ホーム▽小栗田の里
- ▽春風堂▽水仙の家▽小千谷 さくら病院▽おちやさくら▽ケアハウスひう
- ▽ときみずの家▽片貝さくら▽千谷島の家▽つつじガーデン▽モス・コーラ



○郵便などによる不在者投票

あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けた方は、郵便などにより在宅で不在者投票をすることができます。

■対象/次の要件のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、両下肢・体幹・移動機能の障がい程度が1級または2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい程度が1級または3級、免疫・肝臓の障がい程度が1級から3級までのいずれかに該当する方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、両下肢・体幹の障がい程度が特別項症から第2項症まで、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい程度が特別項症から第3項症までのいずれかに該当する方
- ③ 介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方

■「郵便等投票証明書」の交付申請/いつでも交付できますので、該当すると思われる方は、お早めに小千谷市選挙管理委員会へお問い合わせください。

■投票用紙・投票用封筒の請求期限/6月6日(水)（投票日の4日前まで）





住所を移転した方はご注意ください

住所を移転した方の投票は次のとおりです。

届出の別	届出日	投票の可否	投票できる場所(※1)	備考	
転入 の届出をした方	県外から転入した方	2月23日以前 に転入届出	○	小千谷市	
		2月24日以後 に転入届出	×		
	県内の他の市区町村 から転入した方	2月23日以前 に転入届出	○	小千谷市	
		2月24日以後 に転入届出	○	前住所地	市区町村長が発行する証明書が必要です。(※2)
転出 の届出をした方	県外へ転出した方、 またはする方	全期間	△		転出前まで投票ができますが、転出した時点で選挙権がなくなります。
	県内の他の市区町村 へ転出した方	2月23日以前 に新住所地に 転入届出	○	新住所地	
		2月24日以後 に新住所地に 転入届出	○	小千谷市	市区町村長が発行する証明書が必要です。(※2)
市内転居の届出をした方	5月9日以前に 転居届出	○	新住所地	投票所は入場券でご確認ください。	
	5月10日以後 に転居届出	○	前住所地		

※1：投票できる場所は、選挙人名簿に登録されている市区町村となります。ご不明な点は、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※2：「証明書」とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」です。最寄りの市区町村の住民票担当課で発行しています。



開票について

今回の選挙における小千谷市の開票は、次のとおり行います。

■開票会場／市役所4階大会議室

■開票開始日時／6月10日(日)午後8時50分(予定)

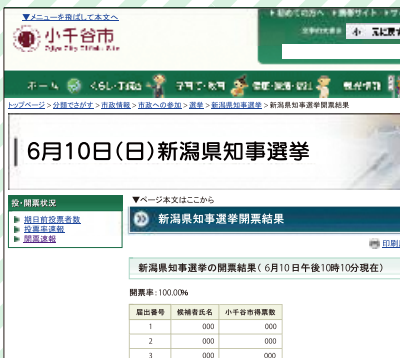
■開票の参観／有権者の方は、開票を参観できます。

※会場の都合上、参観人の数を20人に制限させていただきます。



○ホームページで開票状況を
お知らせします

開票状況を、市ホームページで速報します。最初に午後9時30分現在の開票状況を掲載し、その後は約30分ごとに更新する予定です。



△市ホームページ(イメージ画像)

忘れずに投票
しましょう！



各投票区の投票所・区域・投票時間

各投票区の投票所などは、下の表のとおりです。投票区は入場券に記載してあります。投票時間は投票所によって異なりますので、ご注意ください。投票所の位置マップを市ホームページに掲載しています。

投票区	投票所	区域（町名）	投票時間
第1	小千谷小学校西屋内運動場	上ノ山、土川、本町、平成、稻荷町、元町、日吉、船岡、栄町、若葉	午前7時～午後8時
第2	東小千谷体育センター	旭町、元中子、信濃町、山寺、木津団地、東栄、津山町	
第3	穈生集落開発センター	穈生、横渡	午前7時～午後7時
第4	木津公会堂	木津町	午前7時～午後8時
第5	西中集落開発センター	山本、西中	午前7時～午後7時
第6	元池ヶ原保育園	池ヶ原、古田、池中新田	午前7時～午後6時
第7	塩殿ふれあいセンター	坪野（上）、細島、塩殿、卯ノ木	
第8	上片貝公会堂	上片貝	午前7時～午後7時
第9	吉谷小学校	打越、上村、水口、滝谷、藤田沢、高畑、茶合、四ツ子、谷内	
第10	二俣込入集落開発センター	二俣、込入	午前7時～午後6時
第11	小千谷市役所談話室	千谷川、城内、平沢	午前7時～午後8時
第12	山谷交流センター	山谷、坪野（下）	午前7時～午後6時
第13	西部開発センター	桜町（上）・（中）・（下）	午前7時～午後8時
第14	城山開発センター	時水、両新田、藪川	午前7時～午後7時
第15	千谷センター	千谷	午前7時～午後8時
第16	三仏生多目的集会センター	三仏生	
第17	小栗田多目的センター	小栗田	午前7時～午後6時
第18	川井住民センター	川井本田、新田、真皿	
第19	内ヶ巻集落開発センター	内ヶ巻	
第20	冬井集会所	冬井、戸屋	
第21	浦柄公会堂	浦柄	
第22	金倉会館	中山（東山）、小栗山	
第23	朝日倶楽部	朝日、寺沢	
第24	東山住民センター	岩間木、首沢、荷頃	
第25	蘭木ふれあいセンター	蘭木	
第26	塩谷集落開発センター	塩谷	
第27	岩沢住民センター	桂、山谷（岩沢）	午前7時～午後4時
第28	市ノ口公会堂	市ノ口	
第29	岩山池之又集落センター	岩山、池之又、田代、小土山、外之沢	
第30	大池ふるさとセンター	大崩、池之平	午前7時～午後7時
第31	真人ふれあい交流館	上沢、万年、栗山、本村、干三、源藤山、石名坂、中山（真人）	
第32	克雪管理センター	芋坂、時之島	午前7時～午後6時
第33	市之沢クラブ	市之沢	午前7時～午後4時
第34	真人北部地域農業者等就業促進施設	山新田、芹久保、若栃、北山、孫四郎	午前7時～午後6時
第35	片貝総合センター	一之町一区～五区、二之町、茶畑、町裏、表三之町、稲場、屋敷、四之町、高見、新屋敷、五之町、八島、沼田、山屋	午前7時～午後8時
第36	高梨振興会館	高梨、五辺	午前7時～午後7時
第37	池津農村改善センター	池津	午前7時～午後6時
第38	鴻巣町会館	鴻巣	